

最低制限設計価格等の改正について(工事)

下記に示すとおり、工事における最低制限設計価格等の改正を行いますので、適用時期、改正内容等を確認の上、入札事務には十分注意をお願いいたします。

(1)適用時期

令和5年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知を行うものから適用。

(2)改正の内容

最低制限設計価格、履行確実性評価設計価格、低入札調査基準価格の算出方法を以下のとおり改正します。(ランダム化は継続します。)

工事種別	算定式	(現行) 設定範囲	(改正) 設定値(2)
土木工事 (土木関連の電気 設備工事、電気通 信設備工事、機械 設備工事を含む)	直接工事費 × 0.97 共通仮設費 × 0.90 現場管理費 × 0.90 一般管理費等 × 0.68 上記の合計とする。(1)	設計金額(税抜 き)の90%~9 2% (算定式で求めた 合計額が90%を 下回るものは9 0%、92%を上 回るものは92% とする。)(1)	設計金額(税抜 き)に92%を乗じ て得た金額(1)
建築工事 (建築関連の電気 設備工事、機械設 備工事及び解体 工事を含む)	(直接工事費 × 9 / 10) × 97% 共通仮設費 × 90% {現場管理費 + (直接工事費 × 1 / 10)} × 90% 一般管理費等 × 68% 上記の合計とする。(1)		
建築関連の昇降 機設備工事その 他の製造部門を 持つ専門工事業 者対象の工事	(直接工事費 × 8 / 10) × 97% 共通仮設費 × 90% {現場管理費 + (直接工事費 × 2 / 10)} × 90% 一般管理費等 × 68% 上記の合計とする。(1)		

- (1)合計額、90%の額及び92%の額の1,000円未満の額は切り捨てるものとする。
- (2)当分の間、算定式に関わらず、設計金額(税抜き)に92%を乗じて得た金額を最低制限設計価格とする。

(3)その他

詳しい情報は、長崎県ホームページに掲載しておりますので、必ず確認をお願いいたします。

ホーム > 分類で探す > まちづくり > 土地・建設業 > 公共事業
入札・契約制度関係規則等 > 要綱・要領

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/nyuusatsuyoukou/>